

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月15日

鳥取県立鳥取養護学校長 田 中 一 雄

1 調達内容

(1) 業務の名称及び予定数量

鳥取県立鳥取養護学校スクールバス運行・管理業務 3,690便

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市江津260 鳥取県立鳥取養護学校

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務1便当たりの単価（以下「業務単価」という。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された業務単価をもって契約金額とし、業務委託料の請求に当たっては、業務単価に便数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の運送・旅客業に登録されているものであること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、該当資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年1月26日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成22年1月15日（金）から同年2月25日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) スクールバスを運行しないときは、車両の点検整備及び維持管理をしやすい場所にスクールバスを保管できること。

(5) スクールバスとして使用する自動車の使用の本拠に道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項に規定する安全運転管理者及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条第1項に規定する整備管理者を配置している者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取養護学校

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津260

鳥取県立鳥取養護学校

電話 0857-26-3601

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成22年1月15日(金)から同年2月3日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成22年2月25日(木)午前10時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月24日午後5時とする。)

鳥取県立鳥取養護学校 応接室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成22年2月10日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として業務単価に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
ア 詳細は、入札説明書による。
イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Commission of management of the school bus services for Tottori Prefectural Tottori Yogo School, 1 Set
- (2) Supply period : From 1 April, 2010 through 31 March, 2013
- (3) Supply place : 260 Ezu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 p.m. 10, February, 2010
- (5) Date and time for submission of tenders : 10:30 a.m. 25 February, 2010
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5:00 p.m. 24, February, 2010
- (6) Please contact : Tottori Prefectural Tottori Yogo School
260 Ezu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan
tel. 0857-26-3601